

(趣旨)

第一条 私立学校等に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の施行については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)並びに私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号)及び私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において「私立学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 学校教育法第一条に規定する学校のうち私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- 二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校のうち私立の専修学校
- 三 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち私立の各種学校

2 この規則において「準学校法人」とは、私立学校法第五十二条第五項の法人をいう。

第三条 削除

(事故等の届出)

第四条 私立学校等の設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに(第四号及び第五号の場合には、あらかじめ)その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 私立学校等において、教職員、生徒等に事故があつたとき。
- 二 私立学校等の校地、校舎、寄宿舎その他の施設及び設備が災害等により被害を受けたとき。
- 三 私立学校等において、伝染病又は食中毒が集団的に発生したとき及びそれが終えんしたとき。
- 四 一週間以上授業を停止しようとするとき。
- 五 校舎の増改築等のため、一時的に仮校舎を使用しようとするとき。

(学校備付表簿)

第五条 私立学校等においては、学校教育法施行規則第二十八条第一項各号に掲げる表簿のほか、次に掲げる表簿を備えるものとする。

- 一 学校沿革誌
- 二 卒業証書授与原簿

2 前項の表簿は、永年保存しなければならない。

(私立学校等の団体の届出)

第六条 私立学校等の教育一般の改善振興を図ることを目的とし、各学校種別に県内私立学校等の総数の三分の二以上をもつて組織される団体は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 名称
- 二 目的
- 三 当該団体を組織する私立学校等の名称及び在学者数並びに校数及び在学者総数
- 四 事務所の所在地
- 五 代表者の氏名及び住所
- 六 規約、規則等

2 前項の規定による届出を行つた団体は、届け出た事項(同項第三号に掲げるものを除く。)に変更があつたときはその変更に係る事項を、解散し、又は同項に規定する団体に該当しなくなつたときはその旨を、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(専修学校又は各種学校を設置する法人の届出)

第七条 準学校法人は、その法人の理事が就任し、又は退任したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。